

## 米国ビジネス界における TPP 支援活動

米国では TPP 締結による利益確保を期待する企業が、「TPP 支持米国企業連合(*U.S. Business Coalition for TPP*)」を結成して、政府に対する支援・要求・突き上げ等の活動を行っています。同 Coalition の概要や主たる主張についてご紹介します。(出典：同 Coalition の米国政府宛レター等公開文書 等)

### (1)Coalition の構成者

- ・ 米国の農業、製造業、サービス等殆どの産業分野をカバーする企業及び団体で構成されており、構成企業は、輸出や海外生産等海外志向が強く、競争力も高い企業が中心で、米国の R&D、技術革新、雇用者数等において大きなシェアを占める。
- ・ 主な構成企業/団体は、Applied Materials, AT&T, Boeing, Citibank, Caterpillar, Chevron, Dow Chemical, Exxon Mobil, FedEx, Ford, Gap, GE, Hewlett-Packard, IBM, Intel, Microsoft, Monsanto, Motorola, Pfizer, United Technology, Wal-Mart, Westinghouse, American Automotive Policy Council, American Chemistry Council, American Farm Bureau Association, US Chamber of Commerce 等約 90 社/団体

### (2)Coalition の活動目的

包括的かつ高基準の商業的に意味のある協定を米国がホストを務める 2011 年の APEC サミット(於 ; ハノイ)までに締結し、加盟国間の貿易・投資関係を簡素化することにより拡大する。

### (3)TPP 推進の目的

- ・ TPP は、貿易・投資のための関税・非関税障壁を排除し、加盟国間の物品・サービス貿易を促進し、米国の知財権や投資を保護し、また、通商措置を強化することによって、米国の輸出や米国人のための経済的機会は増加し、雇用を創出する。
- ・ 現在の交渉対象国のみならず、アジア・太平洋地域の主要国も包含することが重要であり、TPP の強力且つ拘束力ある執行メカニズムやルールが将来的には米国・アジア・太平洋地域の共通基準となる。
- ・ アジア・太平洋地域の安全保障、安定、繁栄を促進する。

### (4)TPP に関する具体的要望事項 <TPP に関する 15 の原則、2010/9/30>

1. **包括協定**：農業・物品・サービス・デジタル貿易・知的財産等、貿易と投資に関する全ての要素を包含すること。
2. **ビジネス上有意義な協定**：物品に関しては一定期限内に全ての関税・非関税障壁を撤廃、サービス及び投資については一定期限内に初添付リスト上の全分野の市場を開放、知財については米韓 FTA 等既存協定に準拠すること。
3. **2011 年に最終合意完了**：米国は FTA において立ち後れており、高レベルの TPP 発効が早ければ早いほど米国や参加国の経済的利益は大きく、アジア・太平洋地域の他国の参加可能性も高まる。

4. **貿易を簡素化し競争力を強化する協定**：中小企業でも活用出来る簡単、効果的、一貫した規則を実現し、貿易・投資の負担となっている複雑さや取引費用を削減する。
  5. **貿易を促進し生産とサプライチェーンを強化する協定**：国内の重複する貿易歪曲の障壁を排除し、国境を越えた物理的連携を強化することによって、加盟国間の通商促進のため地域・国際規則のベストプラクティスを伝え、調整し、普及させる。
  6. **規則の整合性を促進する協定**：加盟国が透明で効果的で強制力有る相互に整合的な規制を保持し、物品・サービスの移動を促進し、APEC の成果を活用する機会を提供する。
  7. **最高水準の知財保護を備えた協定**：米国法と同レベルの最新保護をソフトウェア情報技術・音楽・書籍・映画・薬品・食品・消費財・生産財に提供。
  8. **投資の出入両面を促進し保護する協定**：米国の海外投資は物品輸出の誘因となるため、同投資に対する安全で予測可能で非差別的で米国法の財産保護や適法手続き（デュープロセス）と整合性ある法的環境を創り出す強力な投資保護を包含。
  9. **透明性を向上させ腐敗を減らす協定**：米国の他の FTA と同様に政府の透明性を要求し、国内外の贈収賄を刑事罰の対象とする法的拘束力ある合意とする。
  10. **開かれ均等な調達機会を促進する協定**：開放的で透明性があり非差別的で効率的な政府調達プロセスによって競争を十分活用し、政府資金を更に有効に使う。交渉者は招待者リストの実効性等、WTO 政府調達協定や既存 FTA の弱点を克服する方法を探索すべし。
  11. **公平な競争と競争環境を促進する協定**：透明性に関する強力な規則と競争政策における適法手続きによって競争プロセスを保護・促進し、公平な競争環境を確保する。国有企業が民間・海外企業と公平な環境で競合する様にすること。
  12. **価格を下げ、消費者の選択肢を広げ、競争を促進する協定**：輸入関税及び他の貿易・投資障壁の撤廃によって価格が低下し、加盟者全員の利益に。米国の製造業は安価な中間財を入手することによって競争力を強化。商品の多様性・利便性も向上。政府・企業は商品の更なる安全・安心を確保できる。
  13. **マーケットアクセスの後退を禁じる協定**：加盟国は既存の通商協定の義務を遵守し、既定の改革を実施すべきで、マーケットアクセスおよび投資・知財保護を減少させる方針を採用しないこと。
  14. **追加参加国を歓迎し、それらの国が提起する新たな通商・投資課題に対処出来る生きた協定**：最終協定は加盟国・国民のニーズに対応して成長できるよう柔軟な構造であるべき。特に他の適格な国の参加を促進し、米国や加盟国の雇用創出に繋がる輸出や市場開放の機会を提供する強力且つ効率的なメカニズムを包含すべき。TPP 加盟に適格であるためには、追加加盟国は例外なく高い基準と市場開放約束に合意し合致すること。協定を更に発展させたり、新たな課題に対応するため、モニタリングや協力メカニズムも包含すべき。
  15. **法の支配、環境および労働者の保護を促進する協定**：相互に利益のある方法で、法の支配の発展、生活レベルの改善、環境・労働者の保護を支援する。環境物品/サービスの関税・非関税障壁撤廃、環境・労働者の保護、キャパビリティ支援条項を主規定として包含すべき。
- <注釈>上記 15 の原則を分類すると、(i)米国企業へのマーケット・アクセス確保を目的とするもの 6 件 (2,4,5,10,12,13)、(ii)米国型の制度・ルール導入を狙うもの 6 件(6,7,8,9,11,15)、(iii)その他 3 件(1,3,14)となり、Coalition の目的が、マーケットアクセス拡大と制度・ルールの共通化（米国化か?）の 2 つであることが更に明確になる。